

速報のため事後修正の可能性あり

## 独立行政法人評価分科会（平成 16 年 9 月 6 日開催）議事要旨

1 日時 平成 16 年 9 月 6 日（月）9 時 30 分から 12 時 50 分

2 場所 総務省第 1 特別会議室（8 階）

3 出席者

（分科会所属委員）

村松岐夫委員長、富田俊基独立行政法人評価分科会長

縣公一郎、阿曾沼元博、稲継裕昭、梶川融、河村小百合、黒川行治、黒田玲子、  
島上清明、鈴木豊、武田尚仁、玉井克哉、丸島儀一の各臨時委員

（総務省）

福井良次官房審議官、伊藤孝雄行政評価局総務課長、若生俊彦評価監視官、  
山下哲夫評価監視官、榎本泰士調査官、岩田博調査官、加瀬徳幸調査官

4 議題

（1）見直し素案に関する府省ヒアリング（内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済  
産業省、環境省）

（2）役員の退職金に係る業績勘案率について

（3）報告事項

5 配布資料

（1）見直し素案＜内閣府所管 2 法人（国立公文書館、駐留軍等労働者労務管理機構）＞

（2）見直し素案＜総務省所管 2 法人（情報通信研究機構、消防研究所）＞

（3）見直し素案＜財務省所管 1 法人（酒類総合研究所）＞

（4）見直し素案＜厚生労働省所管 3 法人（国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産  
業医学総合研究所）＞

（5）見直し素案＜経済産業省所管 2 法人（日本貿易保険、産業技術総合研究所）＞

（6）見直し素案＜環境省所管 1 法人（国立環境研究所）＞

（7）厚生労働省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率（案）の通知について

7 会議経過

（1）内閣府から同府所管の独立行政法人に係る見直し素案についての説明（独立行政法  
人駐留軍等労働者労務管理機構は来年度に見直すとの説明）が行われ、その後質疑応

答が行われた。質疑等の概要は以下のとおり。

(独立行政法人国立公文書館について)

内閣府独立行政法人評価委員会が指摘しているように、独立行政法人という体制を改める必要は必ずしもないと思われる。公文書の円滑な移管に問題があるとすれば、移管の基準を明確にルーティン化・マニュアル化すること、独立行政法人の擁する専門家の知見が、内閣府に確実にフィードバックすること等をまず考えるべき。

(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構について)

全国に10カ所ある地方支部の統廃合を含め効率化を検討していくべき。

(2) 総務省から同省所管の独立行政法人に係る見直し素案についての説明が行われ、その後質疑応答が行われた。質疑等の概要は以下のとおり。

(独立行政法人消防研究所について)

東京消防庁の消防科学研究所など地方公共団体の消防研究機関との重複はないのか。

人員・予算も限られている中、民間等の他の研究機関で実施可能な研究は整理し、大規模特殊災害に関する研究等、独立行政法人でなければできない分野に特化していくべきではないか。

消防職員と同様に危険性の極めて高い状況で火災、災害現場にまで踏み込むのではなく、危険性が低い状況で赴くのであれば国家公務員の身分は不要ではないか。

公務員という身分が他の研究機関との人事交流等の観点からデメリットに作用するのではないか。

火災原因の究明のために民間人が消防職員と共に火災現場に立ち入って調査を行うことは法令上不可能なのか。

(3) 財務省から同省所管の独立行政法人に係る見直し素案についての説明(独立行政法人酒類総合研究所は来年度に見直すとの説明)が行われ、その後質疑応答が行われた。質疑等の概要は以下のとおり。

(独立行政法人酒類総合研究所について)

民間との役割分担を考えたとき、酒造業界の発展を支援するような研究は、今の時代に必要があるのか。国としてどうしても関与が必要なもの・コアな技術とは何か。

ポストゲノムなど高度技術の研究は他の機関でもやっている。酒類総合研究所がやるのは規模的に無理があるのではないか。

(4) 厚生労働省から同省所管の独立行政法人に係る見直し素案についての説明が行われ、その後質疑応答が行われた。質疑等の概要は以下のとおり。

(独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所について)

近年、労働災害は輻輳化しているが、両研究所の共同研究はあるのか。人体へのいろいろな影響等の複雑化を考えると、単一の視点ではなく、学際的な研究を共同でやるべきではないか。

民間研究機関・団体との役割分担はどうなっているのか。昨年の総合科学技術会議でも、研究対象の焦点を絞れという議論があったはず。

労働災害調査は、主務大臣の命令の下、労働基準監督官と合同で行っているものであり、独立行政法人は労働基準監督官の補完的役割を果たすにすぎない。この点から、非公務員化が無理ということにはならないのではないか。

(5) 経済産業省から同省所管の独立行政法人に係る見直し素案についての説明が行われ、その後質疑応答が行われた。質疑等の概要は以下のとおり。

(独立行政法人日本貿易保険について)

信用危険の分野については、非常危険に比べてリスクも小さいと考えられることから、民間の参入を認めるべきではないか。

リスクが低い場合でも保険に加入しているような状況にあるのではないか。

政府の再保険の範囲をリスクの大きい非常危険に限定することを検討すべきではないか。

(独立行政法人産業技術総合研究所について)

見直し案の各事業の見直し内容が抽象的である。法人の行う事務・事業については、具体的に中期目標に示すべきではないか。

法人のミッションや達成すべき目標を明確かつ定量的に表記すべきではないか。

民間企業や大学で相当の研究規模が存在する分野については、研究を行う必要性及び他機関との役割分担を明確にした上で見直しを行うべきではないか。

地域ブロックに対応した産業育成等の関連から地域センターの配置をより効率的・効果的なものとするよう見直すべきではないか。

国際標準化に資する研究開発について、我が国の産業競争力の強化という観点から取り組むべきではないか。

(6) 環境省から同省所管の独立行政法人に係る見直し素案についての説明が行われ、その後質疑応答が行われた。質疑等の概要は以下のとおり。

(独立行政法人国立環境研究所について)

現在、環境分野の研究は、他の様々な研究機関でも行われているが、これらの機関との役割分担を明確にした上で見直しを進めていくべきではないか。

地方や民間でも実施されていることから独立行政法人でなければできない研究に重点化すべきではないか。

法人の研究成果が具体的にどのように政策に反映されたか明らかにした上で、今後の在り方について示すべきではないか。

業務の重要性に適時適切に対応するためにも、円滑な研究交流を図れる非公務員身分であるべきなのではないか。

ますます高度化するニーズに的確かつ早急に対応していくために前倒しで見直しを行うべきではないか。

( 7 ) 厚生労働省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率(案)の通知に関する意見案を審議し、政策評価・独立行政法人評価委員会の決定事項として厚生労働省独立行政法人評価委員長宛に通知することを決定した。

( 8 ) 事務局から今後の分科会日程について報告が行われた。

以上

( 文責：総務省行政評価局独立行政法人第一担当室 )

< 参考 > 独立行政法人の事務・事業に関する見解等

( 1 ) 内閣府所管 2 法人 ( 国立公文書館、駐留軍等労働者労務管理機構 )

( 2 ) 総務省所管 2 法人 ( 情報通信研究機構、消防研究所 )

( 3 ) 財務省所管 1 法人 ( 酒類総合研究所 )

( 4 ) 厚生労働省所管 3 法人 ( 国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所 )

( 5 ) 経済産業省所管 2 法人 ( 日本貿易保険、産業技術総合研究所 )

( 6 ) 環境省所管 1 法人 ( 国立環境研究所 )